

守山市住生活基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 守山市住生活基本計画を策定するにあたり、関係各課と情報および課題を共有し、策定に関する事項を協議するため、守山市住生活基本計画策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 守山市住生活基本計画の策定の内部調整に関すること。
- (2) その他守山市住生活基本計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括者
 - (2) 副総括者
 - (3) 部員
- 2 総括者は、都市経済部長をもって充てる。
 - 3 副総括者は、都市経済部次長をもって充てる。
 - 4 部員は、別表に掲げる所属の長をもって充てる。

(職務)

第4条 総括者は、会議を総括する。

- 2 副総括者は、総括者を補佐し、統括者に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、総括者が招集する。

- 2 会議の議長は、総括者をもって充てる。
- 3 議長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。
- 4 会議は、部員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 5 部員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、議長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、都市経済部建築課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長がその都度会議に諮り、定めるものとする。

別表(第3条関係)

企画政策課

危機管理課

財政課

環境政策課

市民協働課

健康福祉政策課

生活支援相談課

長寿政策課

介護保険課

障害福祉課

開発調整課

都市計画・交通政策課